

対内直接投資等及び特定取得に係る「株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引又は行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社及び店頭登録会社（以下「上場会社等」といいます。）並びに非上場会社）の株式、持分（非上場会社のみ）、議決権（上場会社等のみ）若しくは議決権行使等権限（上場会社等のみ）を取得（注1）若しくは共同議決権行使同意を取得（注2）又は上場会社等の株式への一任運用（注3）をする場合であって、次の要件を備えているもの。

- （1） 本邦にある会社（発行会社）又はその子会社若しくは議決権半数子会社（注4）が行う事業に、対内直接投資等に係る事前届出業種又は特定取得に係る事前届出業種（*）に属する事業が含まれている場合。

* 対内直接投資等に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。

特定取得に係る事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表に掲載されている業種に該当する業種をいいます。

事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている具体的な事業が含まれますのでご注意下さい。

- （2） 外国投資家の国籍及び所在国（地域を含む。）が日本又は「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国又は地域に該当すること。
- （3） イラン関係者（*）により行われる、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第6項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件」）第一号に掲げる次の行為に該当しないこと。

a イランによる投資禁止業種（**）を営む会社の株式又は持分の取得。

b イランによる投資禁止業種を営む上場会社等の株式への一任運用。

* イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

** イランによる投資禁止業種とは、告示（「国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件」）別表に掲載されている業種をいいます。

- （4） 法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条

第1項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つたこと。

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要です。

(対内直接投資等の場合)

- a 相続又は遺贈による株式若しくは持分、議決権、出資証券又は共同議決権行使同意の取得。
- b 特定非上場会社（特定取得に係る事前届出業種に属する事業を営んでいない非上場会社。以下同じ）の株式若しくは持分又は議決権を所有する法人の合併に伴う存続会社（又は新設会社）による当該非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得。
- c 特定非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割に伴う、分割後当該事業を継承する新設の法人（又は既存の法人）による当該非上場会社の株式若しくは持分又は議決権の取得。
- d 株式の分割又は併合により発行される新株若しくは議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用。
- e 特定の外国投資家による実質株式（注5）ベースの出資比率及び実質保有等議決権（注6）ベースの議決権比率のいずれもが密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます。）による株式若しくは持分若しくは議決権の取得、出資証券の取得、議決権行使等権限の取得、共同議決権行使同意の取得又は上場会社等の株式への一任運用。なお、特定の外国投資家自身が、特定上場会社等である場合には、そのものからの実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、特定上場会社等以外の特定の外国投資家又はその子会社からの実質株式ベースの出資比率及び実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて10%未満の居住者外国投資家のことを「特別上場会社等」といいます。
- f 組合等が行う対内直接投資等に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による株式若しくは持分若しくは議決権の取得、出資証券の取得、議決権行使等権限の取得、共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用。
- g 議決権等行使等権限（株主としての議決権以外の権利のみを行使することができる場合及び当該権利の行使についてのみ指図を行うことができる場合を除く。）を株式を取得したもの以外のものに委任し、かつ、当該株式を取得したものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合における当該株式を取得したものによる上場会社等の株式又は議決権の取得。
- h 上場会社等の株式の取得であって、株式取得者の当該取得の後における当該上場会社等の実質株式ベースの出資比率が密接関係者と合わせて1%未満であるもの。
- i 上場会社等の議決権の取得であって、議決権取得者の当該取得の後における当該上場会社等の実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合わせて1%未満であるもの。
- j 発行会社の組織変更に伴う、組織変更前に取得していた株式又は持分に代わる、組織変更後の株式若しくは持分、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得。
- k 外国投資家である上場会社等又はその子会社が、届出をして行った株式又は持分の取得により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権の会社の総議決権に占める割合が

100%に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得。

- 1 次の場合における株式若しくは持分又は議決権の取得。
 - a. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求があった場合（外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が 100%となる場合を除く。）
 - b. 会社法第 192 条第 1 項の規定による請求があった場合
 - c. 会社法第 234 条第 4 項各号に掲げる事項を定めた場合
 - d. 会社法第 116 条第 5 項、第 182 条の 4 第 4 項、第 469 条第 5 項、第 785 条第 5 項、第 797 条第 5 項又は第 806 条第 5 項（これらの規定を株式会社について他の法令において準用する場合を含む。）に規定する株式買い取り請求に応じる場合
- m 株式無償割当てによる株式、議決権若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用。
- n 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、議決権、議決権行使等権限、共同議決権行使同意若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用。
- o 特別非上場会社（特定上場会社等を除く、いずれの外国投資家又はその子会社からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る。）のことをいいます。）による株式、持分、議決権、議決権行使等権限、共同議決権行使同意若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用。
- p 株式又は議決権の取得のうち株式の引受け。ただし、当該株式の取得が直投令 3 条 2 項各号に掲げる対内直接投資等に該当している場合には、当該行為により取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引き受けの翌日に当該株式を実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率で 10%以上所有することとなった場合には、「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得等に関する報告書」（別紙様式第 11）の提出が必要になります。

（特定取得の場合）

- a 相続又は遺贈による株式又は持分の取得。
- b 特定上場会社等又は特別上場会社等による株式又は持分の取得。
- c 特別非上場会社による株式又は持分の取得。
- d 株式の引受け。ただし、取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引受けの翌日に当該株式を実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率で 10%以上所有することとなった場合には、「株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得等に関する報告書」（別紙様式第 11）の提出が必要です。
- e 組合等が行う特定取得に相当するものに伴って行われる当該組合等の組合員による株式又は持分の取得。

（注 1） 上場会社等の株式、議決権若しくは議決権行使等権限を取得し、又は株式への一任運用をす

る場合であって、取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率が1%未満のときは、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用は対内直接投資等に該当しませんので、本件報告の対象ではありません（居住者と非居住者の間の取引は資本取引に該当し、別途報告が必要となる場合があります。）。

（注2） 議決権行使同意取得については、以下の事項に係る議案に係るもの以外に限定されます。

- (1) 取締役の選任又は解任
- (2) 取締役の任期の短縮
- (3) 次に掲げる定款の変更
 - a 目的の変更に係るもの
 - b 会社法108条2項8号又は9号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項
- (4) 会社法468条1項に規定する事業譲渡等
- (5) 会社の解散
- (6) 会社法782条1項に規定する吸収合併契約等
- (7) 会社法803条1項に規定する新設合併契約等

（注3） 「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む。）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、a及びbの要件をどちらも満たした場合に限ります。

- a 上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限が外国投資家に委任され、かつ、当該委任により、委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合。
- b 対象となる株式への一任運用後の実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が密接関係者と合算して1%以上の場合。

（注4） 本邦にある会社（発行会社）の子会社とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、本邦にある会社がある総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務及び事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の会社等（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人及び法人格を有しない組合等も含まれます。

また、本邦にある会社（発行会社）の議決権半数子会社とは、本邦にある会社（その子会社を含む。）が総議決権の50%を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）であって、当該会社（発行会社）の子会社に該当しないものをいいます。

（注5） 実質株式とは、議決権等行使等権限（株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が株式を所有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該株式を所有す

るものが当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できない場合の株式以外の株式をいいます。

- (注6) 実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

2. 報告の時期

取得又は一任運用のうち以下の（1）又は（2）に該当する取引を行った日から45日以内に報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出をして下さい。

—— 45日目日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

（1） 発行会社が上場会社等の場合

- a 実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が、密接関係者と合わせて、初めて1%以上となる時（注7）
- b 実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が、密接関係者と合わせて、初めて3%以上となる時（注7）
- c 実質株式ベースの出資比率又は実質保有等議決権ベースの議決権比率が、密接関係者と合わせて10%以上の株式取得については、取得の都度（注8）

（注7）株式売却等で一旦閾値を割り込み、その後の再取得で当該閾値を再び超えた場合は、当該再取得に係る事後報告は不要となります。

（注8）包括免除を利用した場合は、cの場合にのみ本報告書を提出する必要があります。なお、外国金融機関以外の外国投資家がコア業種への投資をする場合は事前届出が必要になります。

（2） 発行会社が非上場の場合は、出資比率又は議決権比率に関係なく事後報告が必要になります。

3. 提出書類及び提出部数

「株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用に関する報告書」（別紙様式第十一の二）・・・1通

4. 名宛大臣

報告書の宛先には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、報告書の記入要領の指示に従い、上記1.の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

◎添付する報告書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「2(3) 取得年月日」に記載した「年月日」(複数日に亘る場合は初日)を入力して下さい。